

宝達志水町危険ブロック塀の除却に関する補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、道路に面するブロック塀の倒壊等による事故を未然に防止し、通行人の安全と災害時の緊急車両の通行を確保するため、倒壊等の危険性のあるブロック塀を除却する費用に対して、予算の範囲内において宝達志水町危険ブロック塀の除却に関する補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、宝達志水町補助金等交付規則(平成17年宝達志水町規則第32号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀 町内に存するコンクリートブロック造りの塀及び門柱をいう。
- (2) 町税等 宝達志水町の条例、規則等に定める税及び料金等をいう。

(補助金の交付対象となる者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、道路に面したブロック塀で、道路の通行人の安全を確保するために除却する必要があると町長が認めるブロック塀(以下「危険ブロック塀」という。)の全部又は一部を除却する者で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 除却するブロック塀において、別表に掲げる危険ブロック塀の判定基準を満たしていない項目が1項目でもあること。
- (2) 過去に同一敷地でこの告示による補助金を交付されていないこと。
- (3) ブロック塀が設置されている土地又は家屋の所有者等(以下「所有者等」という。)が町税等を滞納していないこと。
- (4) 所有者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、除却する危険ブロック塀の面積(道路に面する部分の面積で1平方メートル未満の端数を切り捨てたものをいう。以下「見付け面積」という。)に応じ、次に掲げるとおりとする。

- (1) 見付け面積1平方メートル当たり4,000円を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とし、その額は、10万円を超えないものとする。
- (2) 危険ブロック塀の除却費の額が前号の額に満たない場合は、その除却費の額(1,000円未

満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。

(適用除外)

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しないものとする。

- (1) 公共事業による移転、建て替えその他の補償等の対象となる場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が適当でないとする場合

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、宝達志水町危険ブロック塀の除却に関する補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) ブロック塀を含む建物の所有権を確認することができるもの
- (2) 工事請負契約書又は見積書の写し
- (3) 納税証明書等の町税等の滞納がないことを証するもの
- (4) 付近見取図、現況写真及び工事内容を示す図面又は書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要とする書類

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、宝達志水町危険ブロック塀の除却に関する補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(内容の変更、中止又は廃止)

第8条 前条の規定による通知を受けた申請者は、やむを得ない理由により当該申請内容の変更、中止又は廃止を行おうとするときは、速やかに宝達志水町危険ブロック塀の除却に関する補助事業変更・中止・廃止承認申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、宝達志水町危険ブロック塀の除却に関する補助事業変更・中止・廃止承認通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 申請者は、宝達志水町危険ブロック塀の除却に関する補助事業が完了したときは、完了後30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに宝達志水町危険ブロック塀の除却に関する補助事業実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) 施工後の工事写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の規定による実績報告があった場合は、内容を審査し、相当と認めるときは、宝達志水町危険ブロック塀の除却に関する補助金確定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 申請者は、前条の規定による通知があったときは、速やかに宝達志水町危険ブロック塀の除却に関する補助金請求書（様式第7号）を町長に提出するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第12条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により、補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、当該補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

コンクリートブロック塀（コンクリートブロック造りの塀及び門柱）

判定区分		判定基準
1	塀の高さ	塀の高さは、2.2m以下である。
2	壁の厚さ	壁の厚さは、15cm（高さ2m以下の塀であれば10cm）以上である。
3	鉄筋の有無	壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径9mm以上の鉄筋が配置されている。
4	鉄筋の有無	壁内には、径9mm以上の鉄筋が縦横に80cm以下の間隔で配置されている。
5	控壁（塀高さ1.2m以下は判定不要）	長さ3.4m以下ごとに、径9mm以上の鉄筋を配置した控壁で基礎の部分において壁面から高さの1/5以上突出したものを設けている。
6	鉄筋の定着	3及び4により、壁頂、基礎及び壁内に配置する鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋にあっては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあってはこれらの縦筋に、それぞれかぎ掛けして定着している（ただし、縦筋をその径の40倍以上基礎に定着させる場合にあっては、縦筋の末端は、基礎の横筋にかぎ掛けしないことができる。）。
7	基礎（塀高さ1.2m以下は判定不要）	基礎の丈は、35cm以上とし、根入れの深さは、30cm以上である。
8	劣化	著しい傾き、亀裂、ひび割れ、欠け、剥離、目地割れ、風化等の劣化がない。

年 月 日

宝達志水町長 宛て

申請者 住 所

氏 名

印

電話番号

宝達志水町危険ブロック塀の除却に関する補助金交付申請書

宝達志水町危険ブロック塀の除却に関する補助金の交付を受けたいので、宝達志水町危険ブロック塀の除却に関する補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、この補助金交付申請の審査のため、町税等の納付状況を調査することに同意します。

ブロック塀の所在地	宝達志水町
ブロック塀の見付け面積	m ²
補助対象経費	円
補助金申請額	円（限度額 10 万円）
事業実施予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日

添付書類

- (1) ブロック塀を含む建物の所有権を確認することができるもの
- (2) 工事請負契約書又は見積書の写し
- (3) 納税証明書等の町税等の滞納がないことを証するもの
- (4) 付近見取図、現況写真及び工事内容を示す図面又は書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

申請者氏名 様

宝達志水町長 印

宝達志水町危険ブロック塀の除却に関する補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請があった宝達志水町危険ブロック塀の除却に関する補助金について、下記のとおり交付することに決定しましたので、宝達志水町危険ブロック塀の除却に関する補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額 円

2 交付の条件

- (1) この補助金の額は、補助事業が完了した後に額を確定して通知する。
- (2) 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- (3) 補助事業の内容を変更する場合には、町長の承認を受けること。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、町長の承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに町長に報告してその指示を受けること。
- (6) 補助事業が完了したときは、完了後30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に關係書類を添えて、町長に報告すること。
- (7) 以上のほか、宝達志水町補助金等交付規則の定めに従うこと。

年 月 日

宝達志水町長 宛て

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

宝達志水町危険ブロック塀の除却に関する補助事業変更・中止・廃止承認申請書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知があった宝達志水町危険ブロック塀の除却に関する補助事業を変更・中止・廃止したいので、宝達志水町危険ブロック塀の除却に関する補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

ブロック塀の所在地	宝達志水町
変更・中止・廃止の理由	
補助金申請額	変更前の額 円 変更後の額 円 差引（追加）申請額 円
中止予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日
廃止予定年月日	年 月 日

添付書類

- (1) 交付申請時の添付書類のうち、変更に係るもの
- (2) その他町長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

申請者氏名 様

宝達志水町長 印

宝達志水町危険ブロック塀の除却に関する補助事業変更・中止・廃止承認通知書

年 月 日付けで申請があった宝達志水町危険ブロック塀の除却に関する補助事業の変更・中止・廃止について、下記のとおり承認しましたので、宝達志水町危険ブロック塀の除却に関する補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

- 1 当初交付決定年月日・番号 年 月 日 第 号
- 2 当初交付決定額 円
- 3 変更交付決定額 円
- 4 交付の条件

- (1) この補助金の額は、補助事業が完了した後に額を確定して通知する。
- (2) 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業が完了したときは、完了後30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に關係書類を添えて、町長に報告すること。
- (5) 以上のほか、宝達志水町補助金等交付規則の定めに従うこと。

年 月 日

宝達志水町長 宛て

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

宝達志水町危険ブロック塀の除却に関する補助事業実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知があった宝達志水町危険ブロック塀の除却に関する補助事業が完了したので、宝達志水町危険ブロック塀の除却に関する補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

ブロック塀の所在地	宝達志水町
補助金交付決定額	円（限度額 10 万円）
事業実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日

添付書類

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) 施工後の工事写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

様式第6号（第10条関係）

第 号
年 月 日

申請者氏名 様

宝達志水町長 印

宝達志水町危険ブロック塀の除却に関する補助金確定通知書

年 月 日付けで報告があった宝達志水町危険ブロック塀の除却に関する補助金について、下記のとおり補助金の額が確定しましたので、宝達志水町危険ブロック塀の除却に関する補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

補助金額 円

年 月 日

宝達志水町長 宛て

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

宝達志水町危険ブロック塀の除却に関する補助金請求書

年 月 日付け 第 号により額の確定通知があった宝達志水町危険ブロック塀の除却に関する補助金について、宝達志水町危険ブロック塀の除却に関する補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり請求します。

請求金額		円
振 込 先	金融機関名	
	支店名	
	預金種別	普通・当座
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

※申請者が口座名義人となっているものに限りません。